

## 大槌町U I ターン就業支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 大槌町は、町内への居住を促し、就業機会を確保するため、町内にUターン、又はIターンをした者に対し、大槌町補助金交付規則（昭和38年大槌町規則第12号）、大槌町補助金交付規程（平成25年大槌町訓令第7号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

(定義)

第2条 本要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居住町に住民登録を行い、生活基盤が町にあることをいう。
- (2) Uターン者 町民であった者が町外に転出し、2年以上町外で生活した後、再び町に住民登録して、生活基盤が町にあるものをいう。ただし、住民登録を町外に移していない場合でも、進学等により2年以上町外で生活していたことが確認できる場合には本項目の対象とする。
- (3) Iターン者 町外出身者であり、新たに町に住民登録して、生活基盤が町にある者をいう。
- (4) 事業所等 町又は近隣市町村等に主要な事業所を有する法人及び個人をいう。

(交付対象)

第3条 助成金の交付対象は、次の第1号から第6号までの全てに該当する者とする。

- (1) 町外在住者で平成27年4月1日以降に転入（平成27年4月1日付け就業のため平成27年3月に転入した場合を含む）し、6か月以上町内に居住しているUターン者又はIターン者であること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。  
ア 6か月以上同一事業所等に就業中で、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の被保険者となっている者。  
イ 町内で新たに起業し、事業主又は役員として開業から6か月以上経過している者  
ウ 6か月以上農林漁業に就業中の者。
- (3) 配偶者等の家族を伴い転入した場合は、第1号及び第2号の要件を満たす世帯主（本人）であること。
- (4) 初回申請時において50歳未満の者であること。
- (5) 申請者が国及び地方公共団体の職員以外の者であること。
- (6) 2回目以降の申請にあつては、初回交付後、町内に継続して居住し、かつ初回申請時と同一の事業所等又は同一の農林漁業に就業中の者であること。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象から除くものとする。

- (1) 転勤が見込まれる者又は概ね2～3年での定期人事異動が常態となっている事業所等に就業している者。
- (2) 労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）で定める派遣労働者。
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）で定める学校等に在学中の者。ただし、夜間、定時又は通信制の学校等に在学中の者はこの限りでない。
- (4) 雇用期間の定めがあり、契約更新の可能性がない者又は雇用期間を終了する日が明確な者。
- (5) 住所地とは異なる居住地から通勤している者。

(交付回数及び交付額)

第4条 助成金の交付は各年度に1回として3回を上限とし、交付額は次の各号によるものとする。

- (1) 町内の事業所等に就業中の者については、別表1のとおりとする。
- (2) 町外の事業所等に就業中の者については、別表2のとおりとする。
- (3) 東日本大震災津波以降に町が立地協定を締結した企業（以下、「震災後誘致企業」という。）に就業中の者、又は町内の水産加工業に就業中の者については、別表3のとおりとする。

(交付申請)

第5条 この助成金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 大槌町U I ターン就業支援事業助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 申請者の住民票謄本及び戸籍の附票
- (3) 事業所等に就業中の者にあつては、就業していることを証明する書類。ただし、雇用期間の定めがある者にあつては、併せて契約更新の可能性が有ることを確認できる書類。（別紙2）
- (4) 新たに起業した者（役員に就任した者を含む）にあつては、開業届等起業したことを証明する書類の写し。
- (5) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主用通知）の写し  
申請する者が個人事業主の場合は、通知書の写しは不要とする。
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 2回目以降の交付を受けようとする者は、前条の規定によるほか、前回の交付決定を受けた日から、12か月以上経過した後に申請しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は前条に規定する申請があつたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、助成金の交付決定を行い、大槌町U I ターン就業支援事業助成金交付決定通知書（様

式第2号)により申請者に通知するものとする。なお、当該交付決定をもって、本事業の履行が確認されているものとする。

(交付請求)

第7条 前条の規定による交付決定を受けた者は、大槌町UIターン就業支援事業助成金交付請求書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第8条 町長は、前条に規定する請求書を受領した日から、30日以内に支払うものとする。

(助成金の返還又は不支給)

第9条 町長は、申請者が虚偽の申請その他不正な行為により助成金を受け取ったと認められる場合は、既に交付した助成金の一部又は全部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年12月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年8月9日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年10月30日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係) 町内の事業所等に就業中の者

世帯構成 (申請者と共に転入した者に限る。)	初めて交付を受ける者	2回目以降の交付を受ける者
単身世帯	10万円	5万円
世帯主(本人)及び成年者1人以上 または高校生以下の子ども1人以上	15万円	
世帯主(本人)及び成年者1人以上、 かつ高校生以下の子ども1人以上	20万円	

別表 2 (第 4 条関係) 町外の事業所等に就業中の者

世帯構成 (申請者と共に転入した者に限る。)	初めて交付を受ける者	2回目以降の交付を受ける者
単身世帯	5万円	5万円
世帯主(本人)及び成年者1人以上 または高校生以下の子ども1人以上	10万円	
世帯主(本人)及び成年者1人以上、 かつ高校生以下の子ども1人以上	15万円	

別表 3 (第 4 条関係) 町が立地協定を締結した企業又は町内の水産加工業に就業中の者

世帯構成 (申請者と共に転入した者に限る。)	初めて交付を受ける者	2回目以降の交付を受ける者
単身世帯	15万円	5万円
世帯主(本人)及び成年者1人以上 または高校生以下の子ども1人以上	20万円	
世帯主(本人)及び成年者1人以上、 かつ高校生以下の子ども1人以上	25万円	

## ※町が立地協定を締結した企業

- 平庄株式会社 ○株式会社ゼネラル・オイスター(大槌工場)
- 石山水産株式会社(大槌工場) ○小野食品株式会社(大槌工場)
- 株式会社壮関(大槌工場)